

[事案 21-92] 死亡保険金請求

・平成 22 年 6 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

告知義務違反による契約の解除は無効であるとして、死亡保険金等の支払を求めたもの。

< 申立人の主張 >

亡夫は平成 19 年 7 月に定期保険(年金支払)に申込み手続きを行い、翌 8 月初めに保険会社指定の診査を受けて契約が成立した。保険診査を受けた直後に A 病院で胃がんと診断され、同月下旬に入院し手術を受けた。その後、何回か入院治療を受けたが、同 21 年 1 月に死亡した。

そこで、同保険契約にもとづき死亡保険金を請求したところ、告知義務違反による契約解除で保険金は支払われないとの通知があったが、告知義務違反を理由とする契約解除は、以下の理由により無効なので、死亡保険金及び遅延損害金を支払ってほしい。

- (1)告知義務違反があるとされた平成 19 年 7 月の B 医院での受診は、単なる胃痛によるものであり、告知を必要とするような事項ではなく、仮に告知を必要とする事項であったとしても、不告知につき悪意、重過失はなかった。
- (2) B 医院において、継続的に高血圧症で受診している事実は告げているので、告知時点で保険会社が確認を行っていれば、胃痛による通院の事実は把握できたはずである。
- (3)告知前に告知義務違反の説明がなされなかったため、保険会社には説明義務違反がある。

< 保険会社の主張 >

被保険者 (申立人の亡夫)は、本件保険契約の申込みに応じ、約款に規定する告知義務に違反し、また死亡原因と不告知事項との間に因果関係が認められることから、申立人の保険金支払いの請求に応ずることは出来ない。

- (1)平成 19 年 7 月初旬に腹部膨満と便秘を主訴に B 医院を受診、その 10 日後に B 医院を再受診し胃の不調を訴え、A 病院での胃内視鏡検査を希望した事実につき、告知されていない。
- (2)被保険者の死亡原因は、死亡診断書によれば、胃がんであり、当該死亡事由は、被保険者が平成 19 年 7 月初旬に胃の不調を主訴として医師の診察および投薬治療を受けたことに因果関係が認められる。
- (3)診査医は、被保険者より高血圧症以外の疾病について告知されておらず、診査医の過失により、当社が不告知の内容を知り得なかったものではない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、保険会社の契約解除は有効であり年金の支払い義務はなく、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1)本件保険約款第 1 条は、契約者又は被保険者が会社の求める告知事項につき不告知あるいは虚偽事実の告知をした場合には、告知義務違反として契約を解除し、かつ保険金(本件では年金)を支払わないことができるとしている。
- (2)告知書第 1 項では、過去 5 年以内に 7 日間以上にわたって医師の診察・投薬等を受け

た事実があるか否かに、「はい」か「いいえ」で回答することになっており、は、平成19年7月初旬及びその10日後にB医院で胃痛により診察を受けているので、当然に「はい」と記載しなければならないのに「いいえ」と回答した。これは客観的に告知事項について、虚偽の事実を告知したことになる。また、医師の質問に対しても、胃痛での受診の事実、及び医師から7月初旬に検査を勧められている事実を告げておらず、これも会社が求める告知事項についての不告知となる。よって、客観的には告知義務に違反していると判断できる。

(3)告知義務違反で解除できる場合とは、契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって告知義務に違反した場合だが、本件においては、B医院の受診日が告知日の2週間位前であること、その症状も、薬の服用によっても最初の受診から10日経っても改善されず、契約者本人も検査を積極的に受けたいと望むほどのものであること、事実8月初旬の検査では経鼻ファイバーでも十二指腸に挿入できないほど胃の幽門部が癒着しており、翌日には確定診断がなされていて、8月下旬には患部の切除もできない状態であったものであることから推測すると、告知日(8月3日)の時点では、通常の胃痛とは異なり、一般人でも認識できるような異常を感じる事が可能であったと推測できる。以上の事実を踏まえると、告知日の時点においては告知事項に該当する事実を認識していたものと認められ、仮にそうでないとしても容易に認識できたはずであると判断できる。よって、は故意または重大な過失により告知義務に違反したと判断せざるを得ない。

(4)なお、申立人は保険会社が告知時点で調査を行えば通院の事実は容易に判明したのに、これを怠ったのであるから、告知義務違反による解除はできないと主張しているが、保険会社は、必要に応じ告知された事実について調査することがあるとしても、告げられた事実が真実であるかを調査すべき義務はない。

(5)また、申立人は、告知についての説明義務違反を主張しているが、告知義務があることは、告知書を交付されれば当然に分かることであり、告知義務に違反して真実を告げなかった場合の効果として保険金が支払われないことがあることは説明を待つまでもなく一般に知られていることなので、あえて説明をするべき必要があるとは判断できない。